三　［略］
四　［略］
五　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

二　［同上］
三　［同上］
四　［同上］

（電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第二十六条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の主務省令で定める保存は、第七条及び第十条第二項（いずれも第十一条第二項、第十二条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第二十七条　携帯音声通信事業者又は貸与業者が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成された電磁的記録を携帯音声通信事業者又は貸与業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を携帯音声通信事業者又は貸与業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法

2　携帯音声通信事業者又は貸与業者が、前項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じて、電磁的記録に記録されている事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。

（電磁的記録による作成）

第二十八条　携帯音声通信事業者又は貸与業者が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、第七条（第十一条第二項、第十二条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、携帯音声通信事業者又は貸与業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により作成を行わなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二表

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～八　略］ 九　特定事項伝達型本人限定受取郵便等　本人限定受取郵便等であって、差出人に代わって名あて人本人の住居を確認し、名あて人本人から写真付き本人確認書類（第十一号に規定する書類をいう。以下同じ。）の提示を受け、かつ、本人確認記録等の作成に関し必要な事項を差出人に伝達する措置がとられているものをいう。 ［十～十三　略］	（用語） **第一条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　特定事項伝達型本人限定受取郵便等　本人限定受取郵便等であって、差出人に代わって名あて人本人の住居を確認し、名あて人本人から本人確認書類（第五条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）の提示を受け、かつ、本人確認記録等の作成に関し必要な事項を差出人に伝達する措置がとられているものをいう。 ［十～十三　同上］